

議案第 6 6 号

久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第4条第2項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の久喜市子ども医療費支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る医療費の支給について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第6条第1項の規定による受給資格の登録及び同条第2項の規定による受給資格証の交付に関する手続については、施行日前においてもすることができる。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

子ども医療費の支給における対象年齢を拡大したいので、この案を提出するものであります。